

十六銀行 無通帳口座 特約

1. 特約の適用範囲等

- (1)この特約は、「十六銀行無通帳口座」(以下、「無通帳口座」といいます。)に適用される事項を定めます。
- (2)この特約は、「総合口座取引規定」および「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。
- (3)この特約に定めがない事項に関しては「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「十六キャッシュサービス規定」、「十六ICキャッシュカード規定」、「じゅうろくダイレクト利用規定」など関連する規定(以下、総称して「関連規定」といいます。)により取り扱います。
- (4)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「関連規定」に従います。

2. 無通帳口座

- (1)無通帳口座は、通帳を発行しない個人のお客さま専用の普通預金口座をいいます。ただし、事業用の口座や屋号付名義、団体名義の口座はご利用いただけません。
- (2)普通預金口座の開設にあたっては、当行所定の手続きにより通帳が発行されている普通預金口座(以下、「有通帳口座」といいます。)のほか、無通帳口座を選択できるものとします。
- (3)無通帳口座のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行を必須とします。

3. 入出金明細の照会

無通帳口座の入出金明細は、個人インターネットバンキング「じゅうろくダイレクト」(以下、「じゅうろくダイレクト」といいます。)もしくは「当行所定のスマートフォンアプリ」等による電子的方法(以下、あわせて「じゅうろくダイレクト等」といいます。)にてお客さまご自身が照会することとし、定期的なお取引明細は発行しません。

4. 有通帳口座から無通帳口座への切替え

- (1)お客さまは、有通帳口座を無通帳口座に切り替えることができます。ただし、無通帳口座に切り替える預金口座についてキャッシュカードを発行していない場合はお申し込みいただくことができません(キャッシュカードの発行を無通帳口座への切替えと同時に手続きされた場合を除きます)。
- (2)有通帳口座を無通帳口座へ切り替えた場合、有通帳口座の通帳は無通帳口座へ切り替えた時点でご使用いただけなくなります。
- (3)有通帳口座を無通帳口座へ切り替えた時点で記帳されていない入出金明細はじゅうろくダイレクト等のご契約状況により確認できないことがあります。じゅうろくダイレクト等で確認できない入出金明細は、窓口における当行所定の手続きにより確認することができます。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。

5. 無通帳口座から有通帳口座への切替え

- (1)お客さまは、当行所定の手続きにより無通帳口座を有通帳口座に切り替えることができます。この場合、当行所定の通帳発行手数料をいただきます。
- (2)当行は、通帳発行手数料を関連規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしで当行所定の方法により無通帳口座から切り替えられた有通帳口座から引落しすることができるものとします。

6. 預金の預入れ、払戻し、解約等

- (1)窓口にて預金の預入れ、払戻し、解約をする場合には、通帳の提出に代えて、キャッシュカードを提出してください。なお、手続きにあたっては、本人確認書類の提示など当行所定の手続きを求められることがあります。
- (2)窓口での預金の預入れにおいて、キャッシュカードの提出がない場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。
- (3)前(1)のほか、有通帳口座において通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳の提出に代えて、キャッシュカードを提出してください。なお、手続きにあたっては、本人確認書類の提示など当行所定の手続きを求められることがあります。
- (4)窓口において提出されたキャッシュカードが、当行がお客さまに交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ取り扱った場合は、その取扱いにより生じた損害については、十六キャッシュサービス規定第10条、および第11条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

7. 無通帳口座に係るじゅうろくダイレクトの解約・ご利用口座の削除

- (1)無通帳口座がご利用口座として登録されているじゅうろくダイレクトを解約、または無通帳口座をご利用口座から削除(以下、総称して「じゅうろくダイレクトの解約等」といいます。)した場合は、じゅうろくダイレクトで当該預金口座の入出金明細を確認することができなくなりますので、「当行所定のスマートフォンアプリ」等の電子的方法をご利用いただくか、無通帳口座を有通帳口座へ切り替えただけでじゅうろくダイレクトの解約等を申し込みしてください。
- (2)じゅうろくダイレクトの解約等により確認できなくなった無通帳口座の入出

金明細は、窓口における当行所定の手続きにより確認することができます。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。

- (3)無通帳口座であってもじゅうろくダイレクト利用規定に定める当行からの解約・取引停止事由に該当する場合は、当行はお客さまに通知することなくじゅうろくダイレクトを解約・取引停止します。これにより確認できなくなった無通帳口座の入出金明細は、窓口にて当行所定の手続きにより確認してください。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。

8. 総合口座取引の取扱い

無通帳口座は、当行所定の手続きにより、総合口座の普通預金口座として取り扱うことができます。この場合には、総合口座取引規定1.(1)に定める定期預金等は別冊通帳にて取り扱います。

9. 特約の変更

- (1)この特約の各条項は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当な事由があると認められる場合には、当行ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更することができるものとします。
- (2)前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上
2024年7月1日現在